

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 7月31日

大阪地方裁判所岸和田支部

裁判所書記官 池 辺 幸

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 8月21日午前9時00分から 令和 8年 8月28日午後5時00分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8年 9月 4日 午前10時00分 大阪地方裁判所岸和田支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8年 9月25日 午前 9時50分 大阪地方裁判所岸和田支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 7月31日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	10,370,000 8,296,000	一括	2,074,000	66,084	0
1	4,140,000				
2	1,310,000				
3	4,920,000				



物 件 目 録

1 所 在 大阪府泉南郡岬町淡輪
地 番 3 6 9 2 番 5
地 目 宅地
地 積 1 8 1 . 8 5 平方メートル

所有者 A

2 所 在 大阪府泉南郡岬町淡輪
地 番 3 6 9 2 番 1 0
地 目 宅地
地 積 5 7 . 4 2 平方メートル

所有者 A

3 所 在 泉南郡岬町淡輪 3 6 9 2 番地 5
家屋 番号 3 6 9 2 番 5 の 2
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 1 0 1 . 7 9 平方メートル
2 階 8 1 . 6 7 平方メートル

所有者 B



物 件 明 細 書

令和 8年 6月11日

大阪地方裁判所岸和田支部

裁判所書記官 池 辺 幸

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1, 2】

敷地境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 大阪府泉南郡岬町淡輪
地 番 3 6 9 2 番 5
地 目 宅地
地 積 1 8 1 . 8 5 平方メートル

所有者 A

2 所 在 大阪府泉南郡岬町淡輪
地 番 3 6 9 2 番 1 0
地 目 宅地
地 積 5 7 . 4 2 平方メートル

所有者 A

3 所 在 泉南郡岬町淡輪 3 6 9 2 番地 5
家屋 番号 3 6 9 2 番 5 の 2
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 1 0 1 . 7 9 平方メートル
2 階 8 1 . 6 7 平方メートル

所有者 B



令和 7 年 (ケ) 第 81 号
令和 7 年 12 月 9 日受理
令和 8 年 1 月 21 日提出

現況調査報告書

大阪地方裁判所岸和田支部

執行官 山 内 恒 雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 大阪府泉南郡岬町淡輪
 地 番 3 6 9 2 番 5
 地 目 宅地
 地 積 1 8 1 . 8 5 平方メートル

所有者 A

2 所 在 大阪府泉南郡岬町淡輪
 地 番 3 6 9 2 番 1 0
 地 目 宅地
 地 積 5 7 . 4 2 平方メートル

所有者 A

3 所 在 泉南郡岬町淡輪 3 6 9 2 番地 5
 家屋 番号 3 6 9 2 番 5 の 2
 種 類 居宅
 構 造 軽量鉄骨造瓦葺 2 階建
 床 面 積 1 階 1 0 1 . 7 9 平方メートル
 2 階 8 1 . 6 7 平方メートル

所有者 B

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示等	泉南郡岬町淡輪3692番地の5		
土地	物件1、2		
現況地目	☒ 宅地（物件1、2） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件1、2関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■目的建物所有者 (B)	
占有状況		☒ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■目的建物所有者 (B) (占有者))の陳述／■提示文書(回答書)の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ■使用借権 ☐	
占有開始時期		平成12年 9月13日 (登記上の目的建物新築日)	
最初の契約等	契約日	令和 年 月 日	
	期間	令和 年 月 日から ☐ 令和 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新 ☐ 「関係人の陳述等」のとおり	
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
	貸主	■所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	■占有者 ☐ その他の者 ()	
	賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 (保証金) 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 表札等の表示

目的物件の郵便受けには、不鮮明であるが「株式会社マイハウス」及び目的建物所有者(B)の氏名の表示が存在した。

■ 目的土地（物件1、2土地）の現況について

- 1 境界が判然とせず、公図及び物件1土地についての地積測量図が法務局に備え付けがないため、目的土地の範囲は不明である。物件2土地の地積測量図、目的建物の建物図面、目的建物所有者の陳述をもとに目的土地と思われる部分を概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりで、地積は公簿より広くなる。ただし、正確には専門家による調査を要する。
- 2 各目的土地は、一体となって目的建物の敷地となっている。
- 3 土地建物位置関係図のとおり、上屋（工作物）、残土置場（コンクリートブロック造）が存在した。
- 4 岬町役場で調査したところ、目的土地は建築基準法上の道路に接面している。その他、接面道路については評価書を参照されたい。

■ 目的建物の現況について

- 1 形状は、概ね間取略図のとおりであった。
- 2 内部の状況は別紙添付写真のとおりであった。
- 3 屋根にソーラーパネルが存在した。
- 4 内壁に損傷が見られた。その他、経年によるものと思われる劣化、損耗が認められた。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 目的建物所有者(B)	1 目的建物は、空家です。目的土地、目的建物は、どの部分も他の人に貸していません。目的土地内に停めている軽四輪車は、私所有です。目的建物の東側にある小屋（隣接地建物）は姉所有の隣接地の上にあります。その小屋、小屋の前の上屋及びコンクリートブロックの残土置場は私の所有です。 2 目的建物の敷地（各目的土地）の利用について賃貸借などの契約はなく、賃料等の金銭の授受もありません。各目的土地所有者は、私の母です。 2 郵便受けにある「株式会社マイハウス」は、私がしていた会社です。株式会社マイハウスは現在目的建物や目的土地を使用しておらず、賃借したりしていません。 3 5～7年ぐらい前に目的建物の屋根にソーラーパネルを設置しました。設置費用はローンで、残債務があります。目的建物は、ガスもひいています。 4 目的建物には、内壁に損傷がある部分があります。目的建物は古いので全体的に経年劣化していますが、雨漏りはありません。 以上

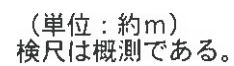
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年12月15日 11:10-11:25	大阪法務局 岸和田支局	建物図面等調査
7年12月16日 14:45-15:05	物件所在地	物件及び占有確認、連絡文書投入
7年12月16日 15:15-15:30	岬町役場	課税資料等調査
7年12月17日 : : :	執行官室	目的土地所有者及び目的建物所有者へ照会書送付
8年 1月 7日 13:57-14:02	執行官室	目的建物所有者から占有状況等聴取(電話)
8年 1月 8日 13:55-15:05	物件所在地	立入調査・評価人帯同(解錠)
8年 1月20日 10:05-10:08	執行官室	目的建物所有者から土地の形状等聴取(電話)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 8年 1月 8日 目的物件は不在で施錠されていたので、技術者による解錠の上建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和7年（ケ）第81号



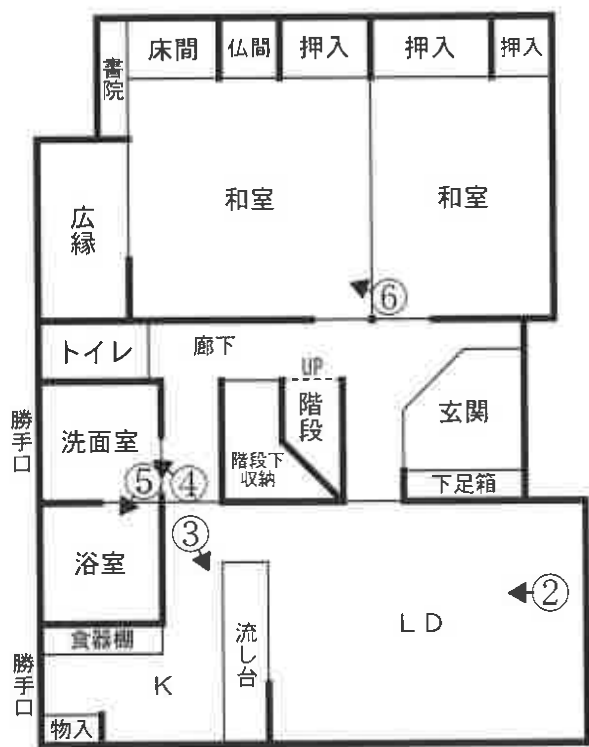
間取略図

令和7年（ケ）第81号

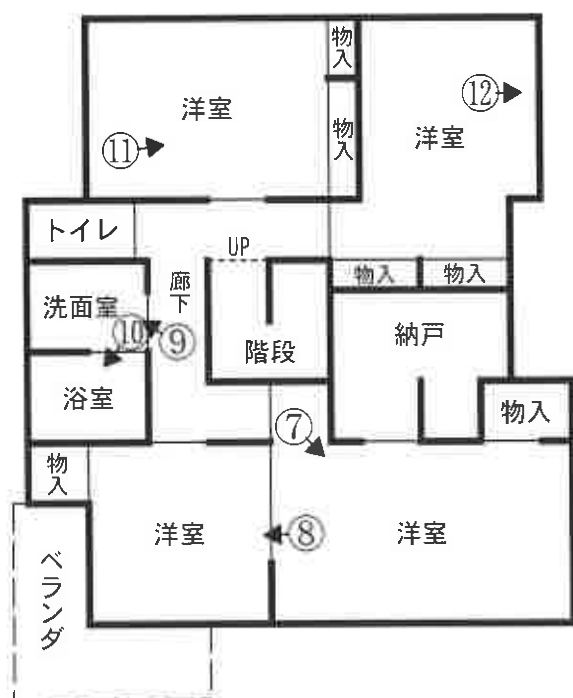
◀○ 写真撮影位置方向



1階平面図



2階平面図



目的建物

①



②





③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫

内壁の損傷





15



16

令和7年（ケ） 第81号
令和8年1月8日 現地調査
令和8年4月28日 評 価

大阪地方裁判所 岸和田支部 御中

評 価 書
(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

中村 麻貴子

第1 評価額

一 括 価 格	
金 10,370,000円	
内 訳 価 格	
物件 1	金 4,140,000円
物件 2	金 1,310,000円
物件 3	金 4,920,000円

- 1 一括価格は、物件1，2，3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1，2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1・2	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	特記事項参照。
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	物件目録及び建物図面と現地概測数量は概ね一致した。
番号	特 記 事 項		
1・2	物件1・同2(いずれも土地)は一体となって物件3(建物)の敷地として利用されているが、各物件の境界は判然としない。また、公図及び物件1の地積測量図は法務局に備え付けがなく、目的土地の範囲は不明である。物件2の地積測量図、目的建物の建物図面、目的建物所有者の陳述をもとに目的土地と思われる部分を概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりで、地積は公簿数量より大きくなる(現地概測では約2.19倍の縄伸びの可能性を有する)。境界、地積等については正確には専門家による調査を要する。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1・2）

位置・交通	南海本線 みさき公園駅 北東方 道路距離 約410m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	府道沿いに一般住宅や店舗等が見られる地域。将来的にも、現状の住環境を維持していくものと思料される。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第2種住居地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	建築基準法第22条適用
	その他の規制	日影規制、宅地造成等工事規制区域
画地条件	規模	239.27㎡(公簿数量)
	形状	ほぼ台形
	間口・奥行	北西側間口約29.5m・南西側奥行約24.5m
	高低差等	ほぼ平坦
接面道路の状況	北西側	幅員約20.1～21.8m府道(法第42条1項1号道路)に概ね等高に接面
	南西側	幅員約3.7m私道(建築基準法上の道路種別未判定※1)に概ね等高に接面
	接道状況	角地
土地の利用状況等	現況	一般住宅の敷地
	南東側	住宅
	南西側	道路
	北東側	空地
	北西側	道路
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	なし
	(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	目的土地(分筆前)の旧土地台帳からは田、雑種地、宅地の登記地目、個人、法人の所有者名の履歴が確認された。過去の住宅地図(昭和50年、62年、平成11年)によると、店舗(※食堂)の表示が見られた。現在、対象物件を含め周囲に法令上の有害物質使用特定施設はないと判断される。土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による専門調査を要する。	
特記事項	上屋(工作物)、残土置場(コンクリートブロック造)が存する(土地建物位置関係図参照)。 ※1南西側道路は建築基準法上の道路種別の判定がされていない道路で、大阪府審査指導課によると建築基準法上の道路に該当しない可能性が高いとのことである。	

2 建物の概況及び利用状況等（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日	（登記記載） 平成12年9月25日新築
	経過年数	約26年
	経済的残存耐用年数	約9年
仕 様	構 造	軽量鉄骨造
	屋 根	瓦葺
	外 壁	サイディング等
	内 壁	クロス等
	天 井	クロス等
	床	フローリング、畳等
	設 備	電気、ガス、給排水設備等
	その他	特になし
床面積（現況）	延 183.46㎡ 増築はなく、登記と現況数量は同じである。	
現況用途等	階 層	2階建
	現況用途	居宅
	間取り	6LDK＋納戸
品 等	普通程度	
保守管理の状態	概ね普通程度。経年相当の劣化、損傷が認められる。	
建物の利用状況	建物所有者が住居（空家）として占有している。	
特 記 事 項	・内壁に損傷が見られる。 ・ソーラーパネルあり（建物所有者によれば設置費用はローンで、残債務があるとのこと）。 （注）建築確認（有）・検査済証（有） ・設備等の稼働の状況を確認したものではない。 ・目的物件の建築時期、構造、用途等よりアスベスト含有建材使用の可能性は否定できない。アスベスト使用の有無等詳細については専門機関による調査を要する。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1・2（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ(ア×イ×ウ×エ)
1	26,600	2.12	181.85	0.80	8,204,000
2	26,600	2.12	57.42	0.80	2,590,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 岬(府) -3

$$\begin{array}{ccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 28,700\text{円/㎡} & \times 98.5/100 & \times 100/103 & \times 100/103 & = 26,600\text{円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
	1.03	1.00	1.00	1.00	1.03

◇地域格差：	街路	接近	環境	行政	総合（相乗積）
	0.95	0.99	1.10	1.00	1.03

イ 個別格差：	※1接面・方位	規模	形状	その他※2	総合（相乗積）
	1.02	1.00	0.95	2.19	2.12

※1接面・方位：角地 1.02

接面道路の状況、概測土地数量等より方位格差なしとした。

※2 縄伸びの可能性 2.19

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ(ア×イ×ウ)
3	200,000	183.46	0.21	7,705,000

ウ 現価率

経過年数 約26年

経済的残存耐用年数 約9年

観察減価 30%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率 = {残価率5% + (1 - 0.05) ×

経済的残存耐用年数9年 / (経過年数26年 + 経済的残存耐用年数9年)} × (1 - 0.3)

= 0.21

※観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
1	8,204,000	0.10	場所的利益	820,000
2	2,590,000	0.10	場所的利益	259,000
合計				1,079,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ ((ア+イ) ×ウ×エ×オ÷カ)
1	8,204,000	－ 820,000		0.80	0.70		4,140,000
2	2,590,000	－ 259,000		0.80	0.70		1,310,000
3	7,705,000	＋ 1,079,000	1.00	0.80	0.70	0	4,920,000
一括価格 (合計)							10,370,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

目的土地の範囲、境界、数量等が不分明であることを考慮し、市場性修正として20%の減価を行うことが妥当と判断した。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要

第6 参考価格資料

1 地価調査価格(岬(府)－3)

所 在 : 泉南郡岬町淡輪3631番21
価 格 : 28,700円/㎡
位 置 : 南海本線 みさき公園駅 北東方 約550m (道路距離)
価格時点 : 令和7年7月1日
地 積 : 171㎡
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接面街路 : 南西4.9m町道
用途指定等 : 第1種中高層住居専用地域 (建ぺい率60%, 容積率200%)
地域の概要 : 中規模住宅が建ち並ぶ既成住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 : 4,035,978円
物件2 : 1,274,379円
物件3 : 3,690,064円

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 地番参考図写
- 3 地積測量図写 (但し、物件1はなし)
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取略図

以 上

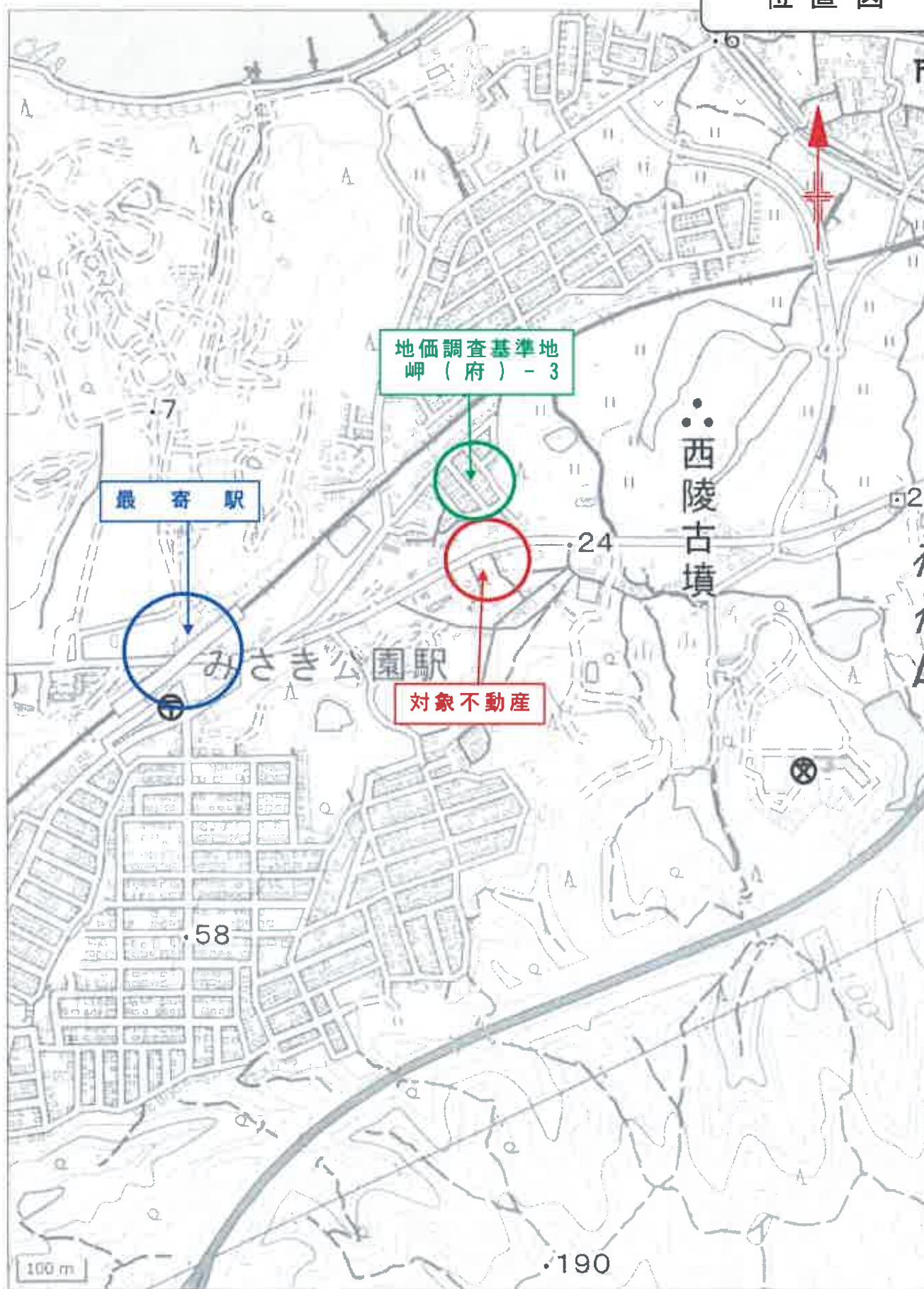
物 件 目 録

1 所 在 大阪府泉南郡岬町淡輪
 地 番 3 6 9 2 番 5
 地 目 宅地
 地 積 1 8 1 . 8 5 平方メートル
 所有者 A

2 所 在 大阪府泉南郡岬町淡輪
 地 番 3 6 9 2 番 1 0
 地 目 宅地
 地 積 5 7 . 4 2 平方メートル
 所有者 A

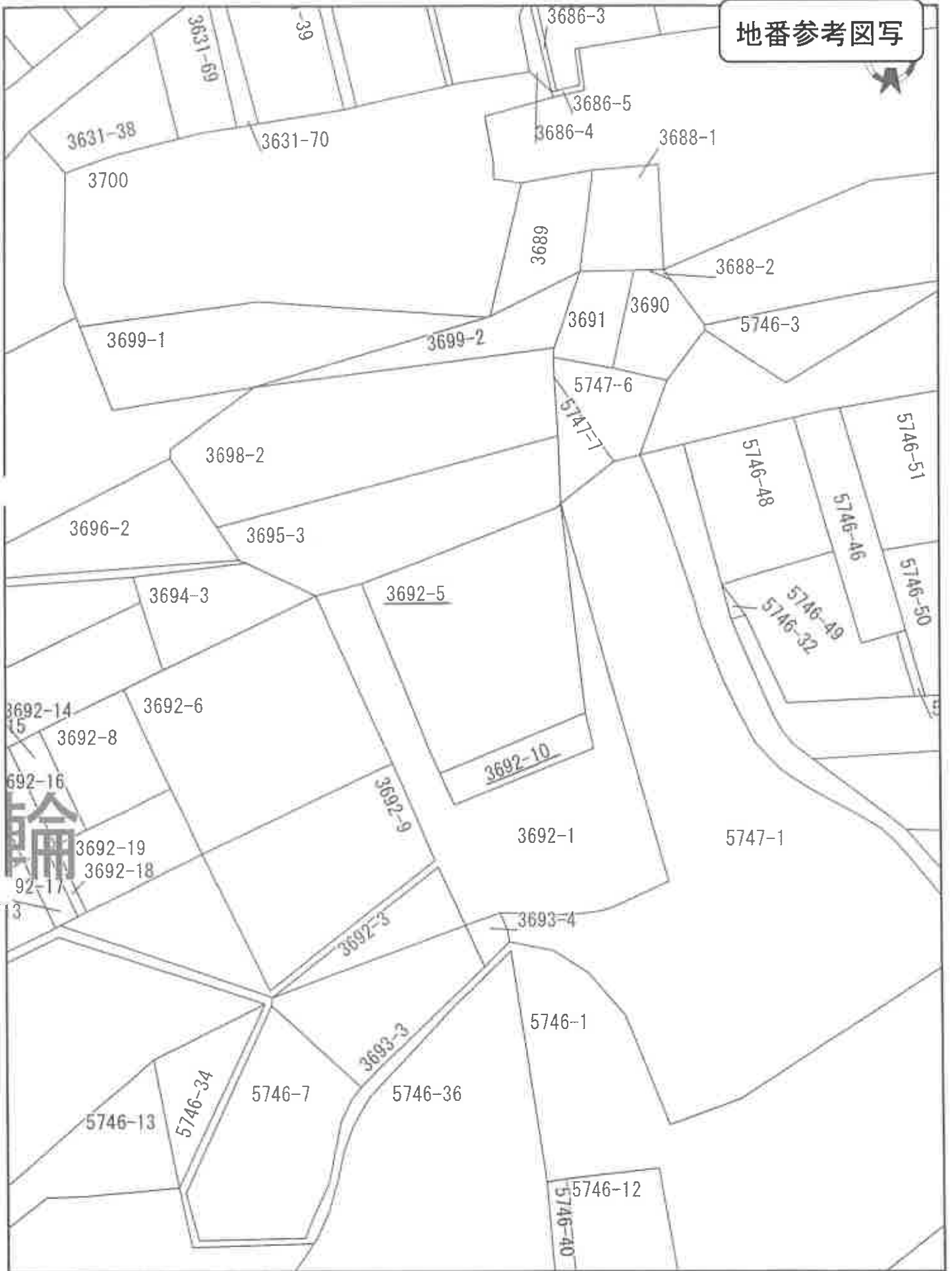
3 所 在 泉南郡岬町淡輪 3 6 9 2 番地 5
 家屋 番号 3 6 9 2 番 5 の 2
 種 類 居宅
 構 造 軽量鉄骨造瓦葺 2 階建
 床 面 積 1 階 1 0 1 . 7 9 平方メートル
 2 階 8 1 . 6 7 平方メートル
 所有者 B

位置図



地理院地図

地番参考図写



1 : 500

前 3692-1 後・新

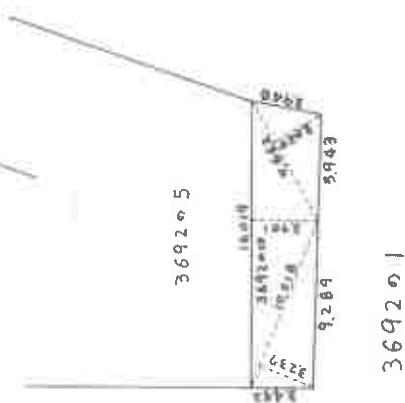
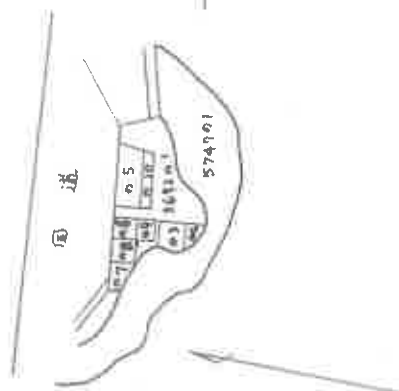
230958

地 積 測 量 図

46.5.15
昭和46年5月25日

地 番	3692-10
土地の所在	泉南郡山岬町淡輪

地積図 3692



$$\begin{array}{r}
 3692010 \\
 \hline
 16.019 \times 3.701 = 59.286319 \\
 10.018 \times 3.237 = 32.428266 \\
 7.662 \times 3.020 = 23.139240 \\
 \hline
 \text{計} = 114.853825 \\
 \hline
 \frac{1}{2} = 57.4269125
 \end{array}$$

縮 尺 $\frac{1}{300}$

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

A3 から A4 に縮小

532991

建築物図面 各階平面図

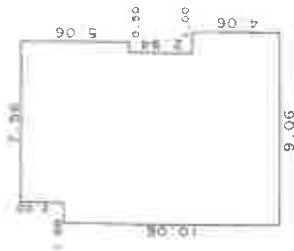
家屋番号 3892番5の2

建築物の所在 大阪府泉南郡岬町淡輪3692番地5

各階平面図

H.12.9.25

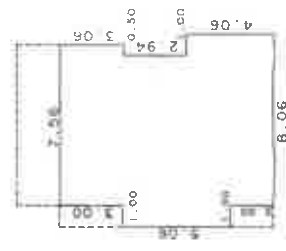
1 階



求積表

10.06	X	1.00	=	10.0600
12.06	X	7.06	=	85.1436
5.06	X	0.50	=	2.5300
4.06	X	1.00	=	4.0600
合計				101.7936
床面積				101.79 m ²

2 階

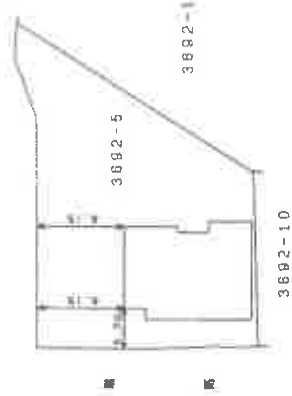


求積表

5.06	X	1.00	=	5.0600
10.06	X	7.06	=	71.0236
3.06	X	0.50	=	1.5300
4.06	X	1.00	=	4.0600
合計				81.6736
床面積				81.67 m ²



測量図



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

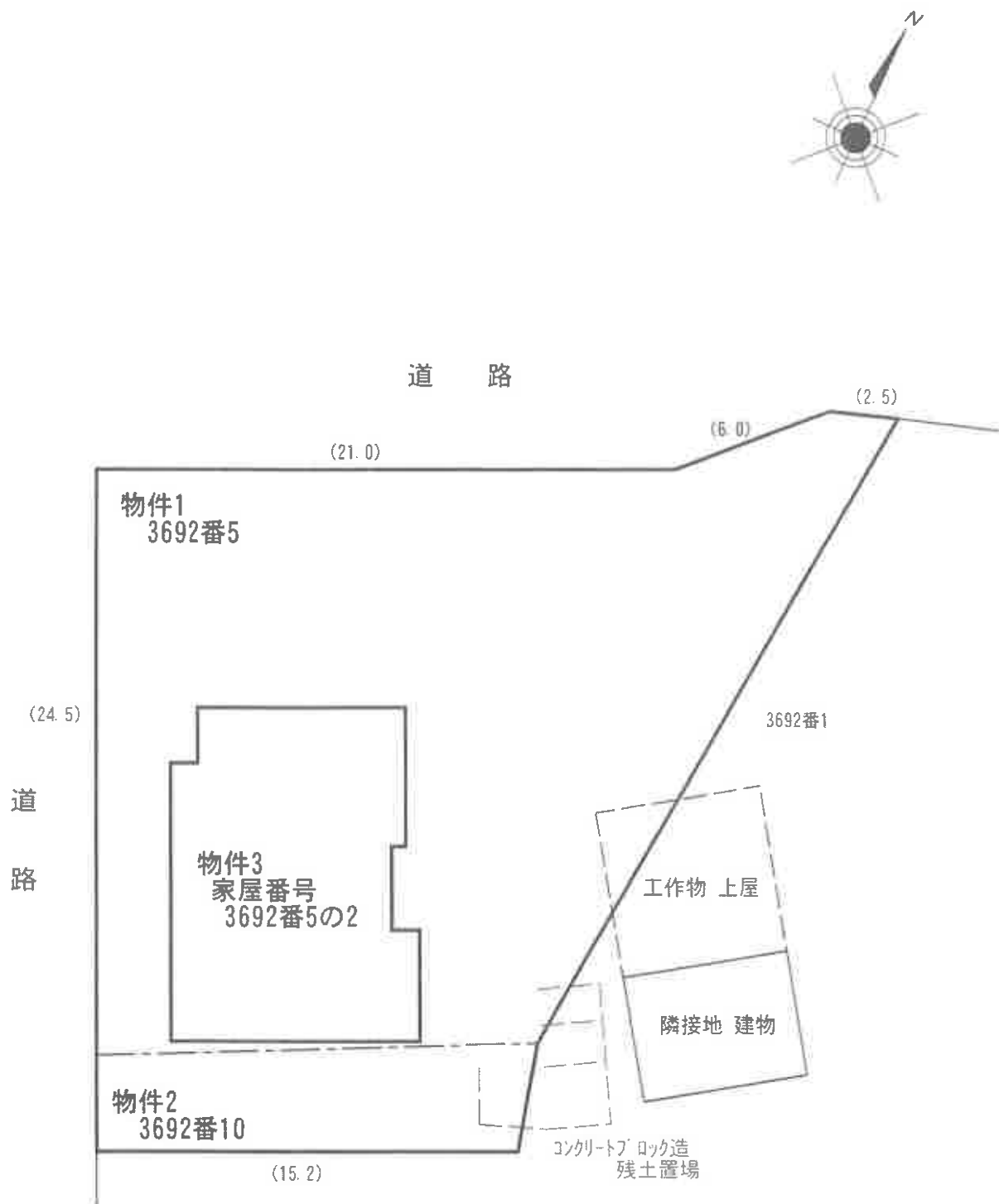
この図面に記録されている内容を証明した書面である。
図法務局 岸和田支局 管理
令和9年9月1日
東京法務局 中野出張所

製図者

A3 から A4 に縮小

土地建物位置関係図

令和7年（ケ）第81号



(単位：約m)

間取略図

令和7年（ケ）第81号



1階平面図



2階平面図

